

平成29年1月

お客様各位

熊本中央信用金庫

預金通帳未記帳取引明細の集約方法の変更に関するご案内について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、預金通帳の未記帳件数が50件に達しているお客様へ案内を送付し、一定期間後に取引明細を集約する処理を年4回実施しております。しかしながら、インターネットバンキングやATMの利用拡大により、未記帳取引が発生する頻度が多くなっており、未記帳件数超過(未記帳件数の最大保有数は120件)により取引ができなくなるケースが増加しております。

つきましては、お客様の利便性の向上を図るため、未記帳取引明細の集約方法を下記のとおり変更いたしますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日

平成29年2月12日(日)

2. 変更内容

次のとおり、集約対象条件および集約処理日に変更となります。

項目	変更後	変更前
集約対象条件	基準日(毎月16日)に未記帳取引が80件以上の口座	基準日(年4回)に未記帳取引が50件以上の口座
集約処理日	基準日から1ヵ月後の16日 (休日の場合は前営業日)	年4回 (2月・5月・8月・11月)

※ご不明な点がございましたら窓口までお気軽にお問合せください。

以上